

# 令和4年分 確定申告特集

所得税および復興特別所得税・贈与税

3月15日(水)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税

3月31日(金)までに申告・納税

[トップページ](#) > [医療費控除を受ける方へ](#)

確定申告について

トピックス

[スマホとマイナンバーカードで](#)

[e-Tax!](#)

[マイナポータル連携で自動入力!](#)

[スマホアプリで納税できます!](#)

個人の確定申告書等を  
作成する

[確定申告書等作成コーナー](#)

確定申告期のよくあるお問合せ

[確定申告期のよくあるお問合せ](#)

確定申告に関する情報を見る

[確定申告情報](#)

[動画で見る確定申告](#)

[医療費控除を受ける方へ](#)

[住宅ローン控除を受ける方へ](#)

[ふるさと納税をされた方へ](#)

[配当等を申告される方へ](#)

[株式を売却した方へ](#)

[申告の流れ、申告が必要な方](#)

[作成コーナーのマニュアル等](#)

[e-Taxの利用方法について](#)

[マイナンバーカードの取得](#)

[税金の納付や還付手続](#)

[納税が難しい場合には](#)

[税の相談は](#)

[「チャットボット ふたば」へ](#)

[確定申告会場へ来場をお考えの方へ](#)

その他

[源泉徴収義務者の方へのお願い](#)

[医療費控除を受ける方へ](#)

## ■医療費控除とは

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和4年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

$$\left( \begin{array}{l} \text{令和4年に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left\{ 10\text{万円} \left( \begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を、所得税の確定申告書に添付する必要があります。

- 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

## ■セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制を適用する場合には、通常の医療費控除の適用はできません。(選択適用)

[セルフメディケーション税制とは](#)

## マイナポータル連携で医療費控除が申告できます

マイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報を取得し、所得税の確定申告書を作成する際に自動入力することができます。

なお、事前にマイナポータルで代理人の設定を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費通知情報をマイナポータル連携で取得することができます。

ご家族の控除証明書等を取得する方法等、詳しくは「[マイナポータルと連携した所得税確定申告手続](#)」をご確認ください。

取得した医療費通知情報を「確定申告書等作成コーナー」で自動入力する手順は、「動画で見る確定申告」の「[スマホ申告\(マイナポータル連携の操作方法\)](#)」をご覧ください。

## 医療費の領収書が多い場合は、 医療費集計フォームで入力すると便利です

「医療費集計フォーム」は、支払った医療費の内容を表計算ソフト(エクセルなど)で入力・集計するためのフォーマットです。

「医療費集計フォーム」に入力・保存したデータは、確定申告書等作成コーナーの医療費控除の入力画面で読み込み、反映することができますので、医療費の領収書の枚数が多い方は、「医療費集計フォーム」を利用した入力が便利です。

[医療費集計フォームのダウンロードをする](#)

[医療費集計フォームの入力方法などを確認する](#)

